

改正

平成20年3月31日規則第14号  
平成24年3月26日規則第10号  
平成27年7月22日規則第34号  
平成28年5月31日規則第51号の2  
平成29年4月1日規則第30号の2  
平成31年4月26日規則第28号  
令和5年3月31日規則第36号  
令和7年5月7日規則第36号

周南市建築基準法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の施行について、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）及び山口県建築基準条例（昭和47年山口県条例第42号。以下「県条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(確認申請書の添付書類)

第2条 建築物（法第6条第1項各号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）に係る省令第1条の3第1項の確認申請書には、同項に定めるもののほか、次に掲げる書類（建築物の用途を変更する場合にあっては、第1号に掲げる書類を除く。）を添えなければならない。

- (1) 建築物の敷地の地盤面と前面道路及び隣地の地盤面との高低差を明示した断面図
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域の地域内に建築する工場、作業場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物にあっては、工場及び危険物調書（別記第1号様式）
- (3) 法第86条の7第1項の規定により既存の建築物に対する制限の緩和を受ける建築物（法第26条、第27条、第48条第1項から第14項まで、第52条第1項又は第61条の規定の適用を受けないものに限る。）にあっては、既存不適格調書（別記第2号様式）

2 建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）は、省令第1条の3第1項の確認申請書、省令第2条の2第1項の確認申請書、省令第3条第1項の確認申請書又は同条第2項の確認申請書を提出した者に対し、前項に定めるもののほか、法第6条第1項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認をするために必要があると認める書類の提出を求めることができる。

第3条 削除

(確認申請書の記載事項の変更)

第4条 建築主は、法第6条第1項各号の規定による確認を受けた建築物について確認申請書に記載した事項のうち、建築主、代理者、設計者又は工事監理者に関する事項を変更しようとするときは、確認申請書記載事項（変更）届（別記第3号様式）に確認済証を添えて、建築主事等に届け出なければならない。

(建築物の建築に関する確認の特例)

第5条 政令第10条第3号ハ又は第4号ハの規則で定める規定は、県条例第5条の規定とする。

(工事の取りやめの届出)

第6条 建築主は、法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を受けた建築物の工事を取りやめたときは、工事取りやめ届（別記第4号様式）により、その旨を市長に届け出なければならない。

（維持保全に関する準則の作成等を要する建築物の指定）

第6条の2 法第8条第2項第2号の規定により指定する建築物は、事務所その他これに類する用途に供するもので、階数が5以上であり、かつ、当該用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるものとする。

（標識による公告）

第7条 法第9条第13項の標識は、別記第5号様式による。

（定期報告を要する特定建築物の指定）

第8条 法第12条第1項の規定により指定する特定建築物は、次に掲げる建築物とする。

- (1) 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物で、避難階以外の階を当該用途に供しないものであり、かつ、当該用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの
- (2) 事務所その他これに類する用途に供する建築物で、階数が5以上であり、かつ、当該用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの

（建築物の定期報告）

第9条 省令第5条第1項の規定により定める報告の時期は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ当該各号に掲げる時期とする。

- (1) 定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物等を定める件（平成28年国土交通省告示第240号。次号において「告示」という。）第1第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる建築物（避難階以外の階を法別表第1（い）欄（1）項から（4）項までに掲げる用途（次号において単に「用途」という。）に供しないものを除く。）並びに前条第2号に掲げる建築物で、次号に掲げる建築物に該当するもの以外のもの 平成30年4月1日から翌年3月31日まで及び平成31年から起算して3年ごとの年の4月1日から翌年3月31日（同日前に前回の報告の日から起算して3年を経過する日がある場合には、当該経過する日の属する月の末日）までの間
- (2) 告示第1第3号及び第6号に掲げる建築物（避難階以外の階を用途に供しないものを除く。）並びに前条第1号に掲げる建築物 平成29年4月1日から翌年3月31日まで及び平成30年から起算して3年ごとの年の4月1日から翌年3月31日（同日前に前回の報告の日から起算して3年を経過する日がある場合には、当該経過する日の属する月の末日）までの間

2 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第2の規定により定める同告示第1第1項第1号に規定する建築物の法第12条第1項に規定する調査の項目、方法及び結果の判定基準（以下「調査項目等」という。）に付加する調査項目等は、次の表に定めるとおりとする。

調査項目		調査方法	判定基準	
建築物の内部	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに	常時閉鎖した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。以下「常閉	目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により	物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動

類するものに限る。)	防火扉」とい う。)の閉鎖又は 作動の障害となる 物品の放置並びに 照明器具及び懸垂 物等の状況	確認する。	に支障があるこ と。
	常閉防火扉の取付 けの状況	目視等又は触診 により確認す る。	取付けが堅固で ないこと。
	常閉防火扉の本 体、枠及び金物の 劣化及び損傷の状 況	目視等により確 認する。	変形、損傷又は 著しい腐食によ り遮炎性能又は 遮煙性能に支障 があること。
	常閉防火扉の固定 の状況	目視等により確 認する。	常閉防火扉が解 放状態に固定さ れていること。
	人の通行の用に供 する部分に設ける 常閉防火扉の作動 の状況	扉の閉鎖時間を ストップウォッ チ等により測定 し、扉の質量に より運動エネル ギーを確認する とともに、必要 に応じてプッ シュプルゲージ 等により閉鎖力 を測定する。た だし、3年以内 に実施した点検 の記録がある場 合にあっては、 当該記録により 確認することを もって足りる。	防火区画に用い る防火設備等の 構造方法を定め る件（昭和48年 建設省告示第25 63号）第1第1 号の規定に適合 しないこと。
居室の換気	換気設備の作動の 状況	各階の主要な換 気設備の作動を 確認する。	換気設備が作動 しないこと。
	換気の妨げとなる 物品の放置の状況	目視等により確 認する。	換気の妨げとな る物品が放置さ れていること。

避難施設等	階段	特別避難階段	階段室又は付室の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
	排煙設備等	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。	可動式防煙壁が作動しないこと。
		排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
	その他の設備等	非常用エレベーター	昇降路又は乗降ロビー（政令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビーをいう。）の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
		非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。	非常用の照明装置が作動しないこと。
			照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

3 省令第5条第3項の報告書は、報告の日前3月以内に調査して作成したものでなければならない。

4 省令第5条第4項の規定により定める書類は、付近見取図とする。

5 省令第6条の3第5項第2号の規定による同条第2項第7号の書類の保存期間は、当該書類の提出を受けた日から起算して3年間とする。

（定期報告を要する特定建築設備等の指定）

第10条 法第12条第3項の規定により指定する特定建築設備等は、第8条各号に掲げる建築物に設ける防火設備のうち、次に掲げるものとする。

（1） 常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備（防火扉のうち、各階の主要なものに限る。）

（2） 随時閉鎖又は作動をできる防火設備（防火ダンパーを除く。）

（建築設備等の定期報告）

第11条 省令第6条第1項の規定により定める報告の時期は、毎年4月1日から翌年3月31日（同日前に前回の報告の日から起算して1年を経過する日がある場合には、当該経過する日の属する月の末日）までの間とする。

2 省令第6条第3項の報告書は、報告の日前3月以内に検査して作成したものでなければならない。

3 省令第6条第4項の規定により定める書類は、付近見取図及び建築設備等の位置を示す平

面図（いずれも最初に報告する場合に限る。）とする。

4 省令第6条の3第5項第2号の規定による同条第2項第8号の書類の保存期間は、当該書類の提出を受けた日から起算して1年間とする。

（工作物の定期報告）

第11条の2 省令第6条の2の2第1項の規定により定める報告の時期は、毎年4月1日から翌年3月31日（同日前に前回の報告から起算して1年を経過する日がある場合には、当該経過する日の属する月の末日）までの間とする。

2 省令第6条の2の2第3項の報告書は、報告の日前3月以内に検査して作成したものでなければならない。

3 省令第6条の2の2第4項の規定により定める書類は、付近見取図及び配置図（いずれも最初に報告する場合に限る。）とする。

4 省令第6条の3第5項第2号の規定による同条第2項第9号の書類の保存期間は、当該書類の提出を受けた日から起算して1年間とする。

（屎尿浄化槽の設置）

第12条 法第31条第2項の規定により、屎尿浄化槽を設ける場合における省令第1条の3第1項の確認申請書には、屎尿浄化槽調書（別記第6号様式）を添えなければならない。

2 政令第32条第1項第1号の表の衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、周南市の全域とする。

（道路の位置の指定の申請）

第13条 省令第9条の申請書は、道路位置指定申請書（別記第7号様式）によらなければならない。

2 省令第9条の承諾書は、道路位置指定承諾書（別記第8号様式）によらなければならない。

（道路の位置の標示）

第14条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けた者は、その位置を道路の位置の標示杭（別記第9号様式）により標示しなければならない。ただし、側溝等によりその位置が明らかな場合又は土地の状況により標示杭を設置することが困難な場合は、この限りでない。

2 前項の規定による標示をしたときは、道路位置標示届（別記第10号様式）により、その旨を市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

3 前項の検査を受けた標示は、移動させてはならない。

（私道の変更又は廃止の承認の申請）

第15条 法第45条第1項に規定する場合において、私道（法第42条第1項第5号に規定する道路を含む。以下同じ。）を変更し、又は廃止しようとする者は、それぞれ、私道変更承認申請書（別記第11号様式）又は私道廃止承認申請書（別記第12号様式）に省令第9条の承諾書を添えて、市長の承認を受けなければならない。

第16条 市長は、私道の変更又は廃止を承認するときは、その旨を公告し、私道変更承認通知書（別記第11号様式）、私道廃止承認通知書（別記第12号様式）により、通知する。

2 第14条の規定は、前項の規定による私道の変更の承認をした場合に準用する。

（道路とみなす道の指定）

第17条 法第42条第2項の規定により指定する道は、幅員が4メートル未満1.8メートル以上の道とする。

（道路等の指定、変更又は廃止の告示）

第18条 市長は、法第42条第1項第4号に規定する道路又は同条第2項に規定する道の指定、変更又は廃止をするときは、その旨を告示する。

(用途地域の指定のない区域内の建築物に係る容積率及び建蔽率)

第19条 法第52条第1項第8号の規定及び法第53条第1項第6号の規定により定める数値は、別表第1のとおりとする。ただし、都市計画法第12条の4第1項第1号の地区計画に関する都市計画において、建築物の容積率又は建蔽率の最高限度を定めた場合は、それぞれ当該容積率又は建蔽率の最高限度の数値とする。

(建蔽率に関する制限の緩和)

第20条 法第53条第3項第2号の規定により指定する敷地は、次に掲げる敷地とする。

- (1) 敷地境界線の全長の3分の1以上が2以上の道路（法第42条に規定する道路をいう。）に接する敷地
- (2) 公園、広場、河川その他これらに類する空地に接する敷地で前号に掲げる敷地に準ずるもの

(用途地域の指定のない区域内の建築物に係る道路斜線制限)

第21条 法別表第三(に)欄の5の項の規定により定める数値は、1.25（建築物の建蔽率の最高限度が10分の7である区域にあつては、1.5）とする。

(用途地域の指定のない区域内の建築物に係る隣接斜線制限)

第22条 法第56条第1項第2号ニの規定により定める数値は、1.25（建築物の容積率の最高限度が10分の40である区域にあつては、2.5）とする。

(道路斜線制限に係る建築物の後退距離の算定において除かれる建築物の部分)

第23条 政令第130条の12第5号の規定により定める建築物の部分は、法第44条第1項第4号の規定による許可を受けた道路の上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物の部分とする。

(道路面と敷地の地盤面に著しい高低差がある場合の特例)

第24条 政令第135条の2第2項の規定により定める前面道路の位置は、建築物の敷地の地盤面の高さと同前面道路の高さとの差が3メートルを超える場合においては、その差から2メートルを減じたものだけ高い位置にあるものとみなす。

(垂直積雪量)

第25条 政令第86条第3項の規定により定める垂直積雪量の数値は、別表第2に定めるとおりとする。

(許可申請書の添付書類)

第26条 省令第10条の4第1項の規定により定める図書又は書面は、次の表の左欄に掲げる許可の区分に応じ、同表の右欄に掲げる書類その他市長が必要があると認める書類とする。

許可の区分	書類
法第43条第2項第2号、第85条第3項、第6項若しくは第7項又は第87条の3第3項、第6項若しくは第7項の規定による許可	1 付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図 2 敷地の断面図及び写真 3 許可を必要とする理由書（法第85条第3項若しくは第6項又は第87条の3第3項若しくは第6項の規定による許可の場合を除く。）
法第44条第1項第2号若しくは第4号又は第	1 付近見取図、配置図、各階平面図、立面

47条ただし書の規定による許可	図及び断面図 2 敷地の断面図及び写真 3 許可を必要とする理由書
法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）又は法第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可	1 付近見取図、配置図及び各階平面図 2 敷地の断面図及び写真 3 機械配置図（工場の場合に限る。） 4 環境図 5 許可を必要とする理由書
法第52条第10項、第11項若しくは第14項、第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、第55条第3項、第55条第4項各号、第56条の2第1項ただし書、第57条の4第1項ただし書、第58条第2項、第59条第1項第3号若しくは第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第60条の2の2第1項第2号若しくは第3項ただし書、第60条の3第1項第3号若しくは第2項ただし書、第67条第3項第2号、第5項第2号若しくは第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項第2号、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項又は第68条の7第5項の規定による許可	1 付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び日影図（日影による許可の場合に限る。） 2 敷地の断面図及び写真 3 環境図 4 許可を必要とする理由書

2 省令第10条の4第4項の規定により定める図書又は書面は、次に掲げる書類とする。

- (1) 付近見取図、配置図、平面図又は横断面図及び側面図又は縦断面図
- (2) 敷地の断面図及び写真
- (3) 機械配置図（工場の場合に限る。）
- (4) 環境図
- (5) 許可を必要とする理由書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類（認定申請書の添付書類）

第27条 省令第10条の4の2第1項の規定により定める図書は、次に掲げる書類とする。

- (1) 付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図及び日影図（法第43条第2項第1号の規定による認定の場合にあっては断面図及び日影図を除き、法第44条第1項第3号又は政令第137条の12第6項若しくは第7項の規定による認定の場合にあっては日影図を除く。）

- (2) 敷地の断面図及び写真
  - (3) 環境図（法第43条第2項第1号又は政令第137条の12第6項若しくは第7項の規定による認定の場合を除く。）
  - (4) 認定を必要とする理由書
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- 2 省令第10条の4の2第2項の承諾書は、土地通行承諾書（別記第12号様式の2）によらなければならない。

（建築協定の認可の申請）

第28条 法第70条第1項又は第76条の3第2項の認可を受けようとする者は、建築協定認可申請書（別記第13号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 建築協定書
  - (2) 建築協定区域（法第70条第1項の建築協定区域をいう。以下同じ。）並びに当該建築協定区域内の地形及び地物を表示する図面
  - (3) 建築協定書について土地の所有者等（法第69条の土地の所有者等をいう。以下同じ。）の全員の合意があったことを証する書類
  - (4) 土地の所有者等に関する調書（別記第14号様式）
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
- 2 法第74条第1項（法第76条の3第6項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする者は、建築協定変更認可申請書（別記第15号様式）に前項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（建築協定への加入の届出）

第29条 法第75条の2第1項の意思を表示しようとする者は、建築協定加入届（別記第16号様式）に建築協定区域内の加入に係る土地の地形及び地物を表示する図面を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 法第75条の2第2項の意思を表示しようとする者は、建築協定加入届に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 建築協定区域隣接地（法第70条第2項の建築協定区域隣接地をいう。）の区域内の加入に係る土地の地形及び地物を表示する図面
  - (2) 建築協定に加わることにについて土地の所有者等の全員の合意があったことを証する書類
  - (3) 土地の所有者等に関する調書（別記第14号様式）

（建築協定の廃止の認可の申請）

第30条 法第76条第1項（法第76条の3第6項において準用する場合を含む。）の認可を受けようとする者は、建築協定廃止認可申請書（別記第17号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 建築協定を廃止することについて土地の所有者等の過半数の合意があったことを証する書類
- (2) 土地の所有者等に関する調書（別記第14号様式）

（建築協定の認可公告の通知）

第31条 市長は、建築協定の認可（建築協定の変更又は廃止の認可を含む。以下同じ。）の公告をしたときは、申請者に建築協定認可書を交付するものとする。

（縦覧）

第32条 法第71条（法第76条の3第4項において準用する場合を含む。）の縦覧期間は、公告の日から20日間とし、縦覧に係る必要な事項は、周南市建築計画概要書等閲覧規程（平成15

年周南市規程第38号)の例による。

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定申請書等の添付書類)

第33条 省令第10条の16第1項第4号及び第3項第3号並びに第10条の21第1項第3号の規定により定める図書又は書面は、次に掲げる書類とする。

- (1) 申請区域内の土地の地籍図、求積図及び登記事項証明書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

第34条 削除

(建築物又はその敷地と道路との関係に関する認定の申請)

第35条 県条例第15条ただし書、第16条ただし書、第17条第4項(県条例第19条において準用する場合を含む。)、第18条ただし書、第20条第3号又は第21条ただし書の規定による認定を受けようとする者は、建築物又はその敷地と道路との関係に関する認定申請書(別記第19号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図、配置図、各階平面図及び立面図
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(全体計画の認定への準用)

第36条 第2条の規定は、省令第10条の23第1項及び第10条の24第1項の申請書について準用する。この場合において、第2条第2項中「法第6条第1項(法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認」とあるのは、省令第10条の23第1項の申請書については「法第86条の8第1項又は第87条の2第1項の規定による認定」と、省令第10条の24第1項の申請書については「法第86条の8第3項(法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月21日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に山口県建築基準法施行細則(昭和59年山口県規則第30号)の規定及び様式に基づいて提出されている申請書等は、この規則の規定及び様式に基づいて提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際、現に都市計画法第41条第1項の規定により建築物の容積率又は建ぺい率に関する制限が定められている土地における建築物の容積率又は建ぺい率の最高限度については、当該制限が定められている間は、改正後の周南市建築基準法施行細則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1(第19条関係)

都市計画区域	区域	容積率の数値	建ぺい率の数値
周南都市計画区域	周南市大字大津島(黒髪島の区域を除く。)、大字給島及び大字戸田(高速自動車国道山陽自動車道吹田山口線(以下「山陽自動車道」という。)より南側に位置する区	10分の20	10分の7

	域に限る。)の区域並びに周南市の区域のうち山陽自動車道より北側に位置し、かつ、山陽新幹線より北側に位置する区域		
	その他の区域	10分の10	10分の6
周南東都市計画区域	島田川の左岸に位置する区域	10分の20	10分の7
	山陽新幹線より北側に位置する区域	10分の10	10分の6
	その他の区域	10分の10	10分の5

別表第2 (第25条関係)

区域	標高による区分	垂直積雪量 (単位 c m)
大字鹿野下、大字鹿野中、大字須万（奥畑及び秘密尾の区域に限る。）、大字巢山及び大字金峰（奥谷、郷及び菅蔵の区域に限る。）の区域	600メートル以上	180
	300メートル以上 600メートル未満	60
	300メートル未満	40
大字大潮の区域	900メートル以上	150
	600メートル以上 900メートル未満	130
	600メートル未満	110
大字鹿野上の区域	900メートル以上	120
	600メートル以上 900メートル未満	100
	600メートル未満	80
大字須万（奥畑及び秘密尾の区域を除く。）及び大字金峰（奥谷、郷及び菅蔵の区域を除く。）の区域	300メートル以上	70
	300メートル未満	40
大字馬神、大字埴、大字高瀬、大字夏切及び大字米光の区域	300メートル以上	60
	300メートル未満	40
その他の区域	600メートル以上	70
	300メートル以上 600メートル未満	50
	300メートル未満	30

別記第1号様式（第2条関係）

別記第1号様式（第2条関係）

工場及び危険物調書

工場 関係 事項	業 種	作 業 場 の 床 面 積						
		申請部分	m <sup>2</sup>	申請以外 の部分	m <sup>2</sup>	合 計	m <sup>2</sup>	
	原 料 名	1日の処理量		製 階 名		1日の製品量		
	設 備	機械の種類	機 械 の 台 数			原 動 機 の 出 力		
			新(増)設	既 設	計	新(増)設	既 設	計
			台	台	台	KW	KW	KW
		合 計						
	作 業 方 法							
	危 険 物 関 係 事 項	区 分	種 類	使 途	最大貯蔵量	最大処理量		
申 請 部 分								
申 請 以 外 の 部 分								
合 計								
	許 可 番 号	第 号	許 可 年 月 日	年 月 日				
	参 考 事 項							

注 1 「業種」欄は工場の業態が分かるように（例えば、合成樹脂成型加工工場）、「原料名」欄は工場に搬入されるとき原料名を、「作業方法」欄は作業工程の順に具体的に（外注部分は、その旨を明記すること。）記入すること。

2 「参考事項」欄は、工場の設立年月日、沿革、建築物の過去における確認、許可等を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記第2号様式（第2条関係）

別記第2号様式（第2条関係）

既存不適格調書

年 月 日

（宛先）建築主事等又は指定確認検査機関

建築主 住所  
氏名

既存建築物について、適切に建築されていることを調査したので報告します。

確認済証 番号	<input type="checkbox"/> 有り（ 年 月 日 第 号）
検査済証 番号	<input type="checkbox"/> 有り（ 年 月 日 第 号） <input type="checkbox"/> 無し
建築場所	
既存建築物を 調査した者 氏名・電話番号	（ 級）建築士（ ）登録 第 号 （ 級）建築士事務所（ ）知事登録 第 号 氏 名 電話番号

状況報告事項	
備考欄	建築主事等又は指定確認検査機関記入欄

本調書を構成する図書（検査済証のある建築物で増改築等が行われていない場合、1、2及び4は添付不要です。）

- 1 現況の調査書（棟別に作成してください。）
- 2 既存建築物の平面図及び配置図（増改築の履歴がある場合は、当該部分を示す必要があります。）
- 3 新築又は増改築の時期を示す書類
  - ・検査済証又は検査済証明書（ただし、建築主事等に確認の申請書を提出し建築確認台帳で確かめられる場合を除く。）
  - ・検査済証がない場合は、確認済証又は確認済証明書（ただし、建築主事等に確認の申請書を提出し建築確認台帳で確かめられる場合を除く。）
- 4 基準時以前の建築基準関係への適合を確かめるための図書等（法第6条第1項第4号などの小規模建築物については、「1 現況の調査書」が兼ねます。）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記第3号様式 (第4条関係)

別記第3号様式(第4条関係)

確認申請書記載事項変更届

年 月 日

(宛先)周南市建築主事等

郵便番号  
届出者 住 所  
氏 名  
電 話( ) —

下記のとおり 選任・変更 しましたので、周南市建築基準法施行細則第4条の規定により届け出ます。

記

確認済証番号	第	号	確認済証交付年月日	年	月	日
区分	変更前			選任または変更後		
【建築主】 氏名 郵便番号 住所	電話( ) —			電話( ) —		
【代理者】 資格 氏名 建築士事務所名 郵便番号 所在地	建築士 登録第	号	建築士 登録第	号	建築士事務所 登録第	号
	建築士事務所 登録第	号	建築士事務所 登録第	号	電話( ) —	電話( ) —
【設計者】 資格 氏名 建築士事務所名 郵便番号 所在地	建築士 登録第	号	建築士 登録第	号	建築士事務所 登録第	号
	建築士事務所 登録第	号	建築士事務所 登録第	号	電話( ) —	電話( ) —
【工事監理者】 資格 氏名 建築士事務所名 郵便番号 所在地	建築士 登録第	号	建築士 登録第	号	建築士事務所 登録第	号
	建築士事務所 登録第	号	建築士事務所 登録第	号	電話( ) —	電話( ) —
変更理由						

注1. 該当する項目のみ記入して下さい。

2. 届出者は建築主として下さい。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記第4号様式 (第6条関係)

別記第4号様式(第6条関係)

工事取りやめ届

年 月 日

(宛先)周南市長

郵便番号

届出者 住 所

氏 名

電話( ) —

下記のとおり工事を取りやめたので、周南市建築基準法施行細則第6条の規定により届け出ます。

記

確認済証番号	第	号	確認済証交付年月日	年	月	日
取りやめ年月日	年 月 日					
建築場所						
建築物	主要用途		工事種別			
	構造		延べ面積	m <sup>2</sup>		

注

1. 届出者は建築主として下さい。
2. 下記太枠欄は、記入しないで下さい。

建築主事等記入欄	年 月 日		
	建築確認台帳 係員		
決 裁	課 長	主 事	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記第5号様式（第7条関係）

別記第5号様式(第7条関係)

標

識

建築基準法による命令の公告

建築物の所在地

命令を受けた者の住所及び氏名

この建築物は、建築基準法に違反しているので、同法第 条第 項の規定に基づき、  
を命ずる。

年 月 日

周南市長

印

注意

- 1 この標識は、建築基準法第9条第13項の規定に基づき設置したものである。
- 2 この標識を損壊した者は、刑法第258条の規定により罰せられることがある。
- 3 この命令に違反して、この建築物の工事を行った者は、建築基準法第 条第 項第 号の規定により罰せられることがある。
- 4 この建築物は、行政代執行により取り壊されることがある。
- 5 この建築物に対する 水道 水道  
電気 の供給を保留するよう 電気 事業者へ通知した。  
ガス ガス

備考 1 標識の大きさは、縦72センチメートル、横51センチメートルとする。

2 標識の材質は、原則として木とする。



別記第7号様式 (第13条関係)

別記第7号様式(第13条関係)

道路位置指定申請書

国

年 月 日

(宛先)周南市長

郵便番号

申請者 住 所

氏 名

電 話 ( ) -

下記のとおり道路の位置の指定を受けたいので、建築基準法第42条第1項第5号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

築造主	住 所	電話 ( ) -				
	氏 名					
連絡者	住 所	電話 ( ) -				
	氏 名					
道路の築造の時期		着工 年 月 日		完了 年 月 日		
道路の概要	符 号	中心線の長さ	幅 員	縦断勾配	排水処理	路面の構造
		m	m	%		
	合 計					
土地の権利関係	土地の符号	所在及び地番	道路の敷地となる土地の面積	所有者その他の権利者又は管理者の別	住 所	氏 名
			m <sup>2</sup>			
	合 計					

添付書類

- 1 付近見取図及び地籍図
- 2 道路位置指定承諾書

注 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

道路位置指定通知書

副

第 号  
年 月 日

様

周南市長

印

下記のとおり道路の位置を指定したので、通知します。

記

指 定 番 号		第	号	指 定 年 月 日	年 月 日	
築 造 主	住 所	電 話 ( ) -				
	氏 名					
連 絡 者	住 所	電 話 ( ) -				
	氏 名					
道路の築造の時期		着 工	年 月 日	完 了	年 月 日	
道 路 の 概 要	符 号	中 心 線 の 長 さ	幅 員	縦 断 勾 配	排 水 処 理	路 面 の 構 造
		m	m	%		
	合 計					
土 地 の 権 利 関 係	土地の 符 号	所在及 び地番	道路の敷地となる 土 地 の 面 積	所有者その他の権利 者又は管理者の別	住 所	氏 名
			m <sup>2</sup>			
	合 計					

添付書類

1 付近見取図及び地籍図

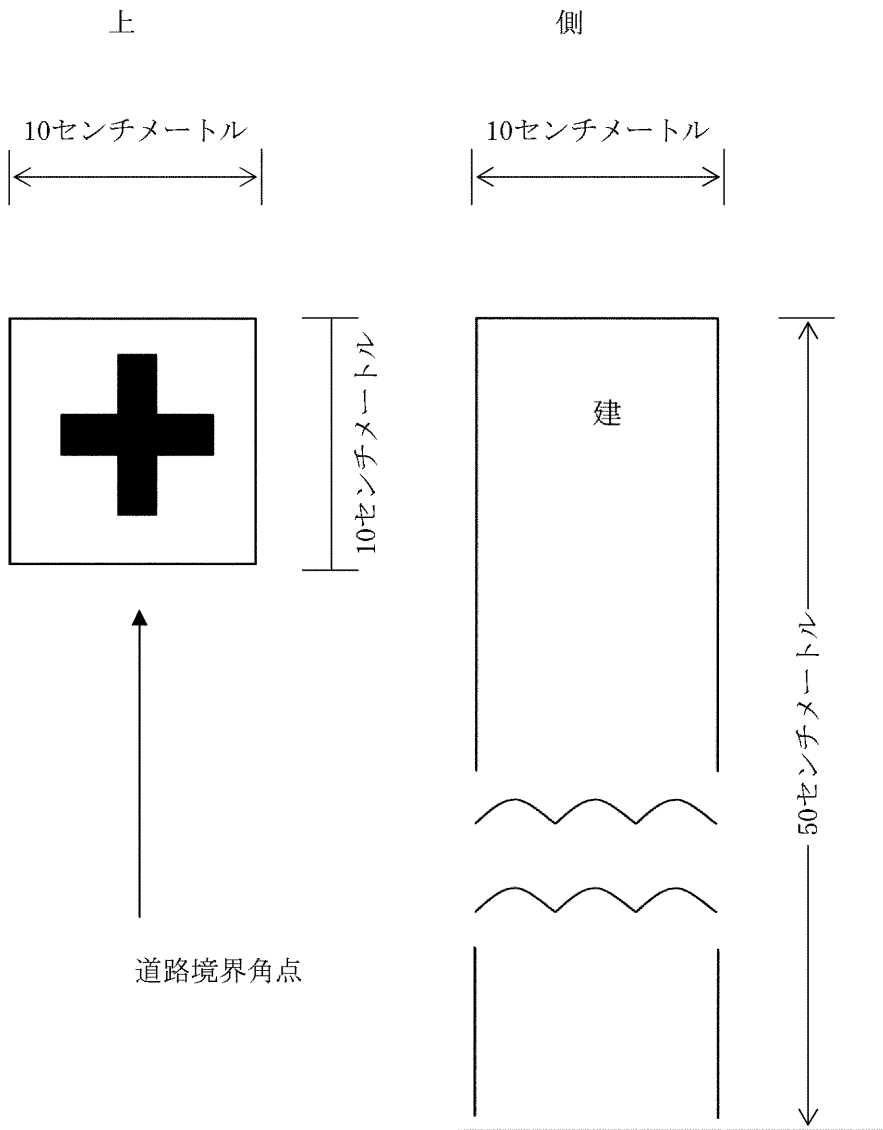
2 道路位置指定承諾書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。



別記第9号様式(第14条関係)  
別記第9号様式(第14条関係)

道路の位置の標示杭<sup>くい</sup>



備考 標示杭<sup>くい</sup>の材質は、石又はコンクリートとする。

別記第10号様式（第14条関係）

別記第10号様式(第14条関係)

道 路 位 置 標 示 届

年 月 日

(宛先)周南市長

郵便番号  
 設置者 住 所  
 氏 名  
 電 話 ( ) -

下記のとおり道路の位置を標示したので、周南市建築基準法施行細則第14条第2項の規定により届け出ます。

記

指定番号	第	号	指定年月日	年	月	日
道路の工事完了年月日		年 月 日				
道路の概要	築造場所					
	中心線の長さ	m				
	幅員	m				
道路工事施工者	許可番号	建設業許可 第 号				
	住所	電話 ( ) -				
	氏名					
検査報告	月 日	報 告 内 容				
	月 日					
	月 日					
	上記のとおり検査の結果を報告します。 年 月 日 検査員氏名					

注 1 設置者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 太枠欄は、記入しないこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記第11号様式 (第15条、第16条関係)

別記第11号様式(第15条、第16条関係)

国 私道変更承認申請書

年 月 日

(宛先)周南市長

郵便番号

申請者 住 所

氏 名

電 話 ( ) -

下記のとおり私道の変更の承認を受けたいので、周南市建築基準法施行細則第15条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

築造主	住所	電 話 ( ) -					
	氏名						
連絡者	住所	電 話 ( ) -					
	氏名						
私道の築造の時期		着工 年 月 日 完了 年 月 日					
私道の概要	区分	符号	中心線の長さ m	幅 m	縦断勾配 %	排水処理	路面の構造
	変更前						
		合計					
	変更後						
		合計					
	土地の権利関係	区分	符号	所在地及び番 地番	私道の敷地となる土地の面積 m <sup>2</sup>	所有者その他の権利者又は管理者の別	住所
変更前							
		合計					
変更後							
		合計					
変更の理由							

添付書類

- 1 付近見取図及び地籍図
- 2 承諾書

注 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

副 私有変更承認通知書

申請書及び関係書類に記載された私有の変更は、適法と認めて承認したので、通知します。

承認番号 第 号  
承認年月日 年 月 日

周南市長

副

記

築造主	住所	電 話 ( ) -					
	氏名						
連絡者	住所	電 話 ( ) -					
	氏名						
私有の築造の時期		着工 年 月 日 完了 年 月 日					
私有の概要	区分	符号	中心線の長さ m	幅員 m	縦断勾配 %	排水処理	路面の構造
	変更前						
		合計					
	変更後						
		合計					
	土地の権利関係	区分	符号	所在地及び番	私有の敷地面積 m <sup>2</sup>	所有者その他の権利者又は管理者の別	住所
変更前							
		合計					
変更後							
		合計					
変更の理由							

添付書類 1 付近見取図及び地籍図

2 承諾書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記第12号様式 (第15条、第16条関係)

別記第12号様式(第15条、第16条関係)

国 私道廃止承認申請書

年 月 日

(宛先)周南市長

郵便番号

申請者 住 所

氏 名

電 話( ) -

下記のとおり私道の廃止の承認を受けたいので、周南市建築基準法施行細則第15条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

築 造 主	住 所	電話 ( ) -				
	氏 名					
連 絡 者	住 所	電話 ( ) -				
	氏 名					
私 道 の 概 要	符 号	中心線の長さ	幅 員	縦断勾配 <small>こう</small>	排水処理	路面の構造
		m	m	%		
		合 計				
土 地 の 権 利 関 係	符 号	所 在 及 び 番 地	私道の敷地となる土地の面積 m <sup>2</sup>	所有者その他の権利者又は管理者の別	住 所	氏 名
		合 計				
廃 止 の 理 由						

添付書類 1 付近見取図及び地籍図

2 承諾書

注 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

副 私有道廃止承認通知書

申請書及び関係書類に記載された私有道の廃止は、適法と認めて承認したので、通知します。

承認番号 第 号

承認年月日 年 月 日

周南市長

印

記

築造主	住所	電話 ( ) -				
	氏名					
連絡者	住所	電話 ( ) -				
	氏名					
私有道の概要	符号	中心線の長さ	幅員	縦断勾配	排水処理	路面の構造
		m	m	%		
合計						
土地の権利関係	符号	所在及び番地	私有道の敷地となる土地の面積	所有者その他の権利者又は管理者の別	住所	氏名
			m <sup>2</sup>			
合計						
廃止の理由						

添付書類 1 付近見取図及び地籍図

2 承諾書

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。



別記第13号様式（第28条関係）  
別記第13号様式(第28条関係)

建築協定認可申請書

年 月 日

(宛先) 周南市長

郵便番号  
申請者 住 所  
氏 名  
電 話 ( ) -

第70条第1項

下記のとおり建築協定の認可を受けたいので、建築基準法 の

第76条の3第2項

規定により、関係書類を添えて申請します。

記

代表者	住 所				
	氏 名				
建築協定の名称					
建築協定をする理由					
建築協定事項の概要					
建築協定 区 域	所在及び地番				
	都市計画区域 の 区 分	1 市街化区域	用途地域	地域	
		2 市街化調整区域			
3 その他の区域	防火地域	1 防火 2 準防火 3 指定なし			
	面 積	m <sup>2</sup>			
建築協定戸数		戸	建築協定者数	人	
建築協定の有効期間		年間			

添付書類

- 1 建築協定書
- 2 建築協定区域並びに建築協定区域内の地形及び地物を表示する図面
- 3 土地の所有者等の全員の合意があったことを証する書類
- 4 土地の所有者等に関する調書

注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 「都市計画区域の区分」欄及び「防火地域」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。



別記第15号様式（第28条関係）

別記第 15 号様式（第 28 条関係）

建築協定変更認可申請書

年 月 日

（宛先）周南市長

郵便番号  
申請者 住 所  
氏 名  
電 話 （      ） -

下記のとおり建築協定の変更の認可を受けたいので、建築基準法  
第74条第1項  
第76条の3第6項 において準用する同法74条第1項の規定により、  
関係書類を添えて申請します。

記

代表者	住 所				
	氏 名				
建築協定の名称					
認可の年月日及び番号		年 月 日 第 号			
建築協定を変更する理由					
建築協定変更事項の概要					
建築協定 区 域	所在及び地番				
	都市計画区域の区分	1 市街化区域	用途地域	地域	
		2 市街化調整区域 3 その他の区域	防火地域	1 防火 2 準防火 3 指定なし	
面積	m <sup>2</sup>				
建築協定戸数	戸	建築協定者数	人		
建築協定の有効期間		年間			

添付書類

- 1 建築協定書
- 2 建築協定区域並びに建築協定区域内の地形及び地物を表示する図面
- 3 土地の所有者等の全員の合意があったことを証する書類
- 4 土地の所有者等に関する調書

注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 「都市計画区域の区分」欄及び「防火地域」欄は、該当するものの番号を○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

別記第16号様式（第29条関係）  
別記第 16 号様式（第 29 条関係）

建 築 協 定 加 入 届

年 月 日

(宛先) 周南市長

郵便番号  
届出者 住 所  
氏 名  
電 話 ( ) —

下記のとおり建築協定に加わるので、建築基準法第75条の2 第1項 の規定により、  
第2項

関係書類を添えて届け出ます。

記

建 築 協 定 の 名 称	
認可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
建 築 協 定 区 域 の 所 在 及 び 地 番	
建 築 協 定 区 域 隣 接 地 の 所 在 及 び 地 番	
建築協定区域内又は建 築協定区域隣接地の区 域内の加入に係る土地 の所在及び地番	

添付書類

- 1 届出者が建築基準法第75条の2第1項の意思を表示しようとする者である場合にあっては、建築協定区域内の加入に係る土地の地形及び地物を表示する図面
- 2 届出者が建築基準法第75条の2第2項の意思を表示しようとする者である場合にあっては、次に掲げる書類
  - (1) 建築協定区域隣接地の区域内の加入に係る土地の地形及び地物を表示する図面
  - (2) 土地の所有者等の全員の合意があったことを証する書類
  - (3) 土地の所有者等に関する調書

注 届出者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

別記第17号様式（第30条関係）  
別記第 17 号様式（第 30 条関係）

建築協定廃止認可申請書

年 月 日

（宛先）周南市長

郵便番号  
申請者 住 所  
氏 名  
電 話（ ） —

下記のとおり建築協定の廃止の認可を受けたいので、建築基準法第76条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

代表者	住 所	
	氏 名	
建築協定区域の 所在及び地番		
廃止する理由		

添付書類

- 1 土地の所有者等の過半数の合意があったことを証する書類
- 2 土地の所有者等に関する調書

注 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

別記第18号様式 削除

別記第19号様式 (第35条関係)

別記第19号様式(第35条関係)

建築物又はその敷地と道路との関係に関する認定申請書

年 月 日

(宛先)周南市長

郵便番号  
申請者 住 所  
氏 名  
電 話( ) —

下記のとおり建築物又はその敷地と道路との関係に関する認定を受けたいので、

第 15 条 た だ し 書  
第 16 条 た だ し 書  
第 17 条 第 4 項  
山口県建築基準条例 第 18 条 た だ し 書 の規定により関係  
第19条において準用する同条例第17条第4項  
第 20 条 第 3 号  
第 21 条 た だ し 書

書類を添えて申請します。

記

建築主	住 所				
	氏 名				
設計者	資 格 種 類	建築士	登録番号	第	号
	氏 名				
	建 築 士 名 称		登録番号	第	号
敷 地	建 築 事 務 所 所 在 地	電話( ) —			
	所 在 及 び 地 番				
	用 途 地 域	防火・準防火・指定なし	その他の区域、 地域又は地区		
主 要 な 用 途			工 事 種 別		
区 分	申 請 部 分	申請部分以外の部分	合 計	敷 地 面 積 と の 比 率	
敷 地 面 積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		
建 築 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	
延 べ 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	%	
申請に 係る 建築物	構 造				
	階 数	地上	階	地下	階
敷地と 道路と の関係	高 さ	地上	m	地下	m
	敷地に接する道路の幅員	m			
空 地 の 状 況	敷地の外周の延長	m	うち道路に接する部分 の延長	m	
	参 考 事 項				

添付書類 1 付近見取図 2 配置図 3 各階平面図及び立面図

注 1 申請者の住所及び氏名は、法人にあっては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。

2 「防火地域」欄は、該当するものを○で囲むこと。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。